



2022年12月13日

計量証明書

砂川市長 善岡雅文 様

計量法第121条の3に基づき計量の結果を下記のとおり証明致します。

特定計量証明事業登録 愛媛県 第環 42 号 特定計量証明事業者 認定番号 N-0131-01 事業者: 三浦工業株式会社 愛媛県松山市堀江町7番地 事業所: 三浦環境科学研究所 愛媛県松山市北条辻 864 番地 電話: 089-960-2350 ファクシミリ: 089-960-2351	計量管理者 横田正伸
--	-------------------

試料情報

試料名 : 放流水
 依頼者名 : 北海道三井化学株式会社 分析センター
 依頼者住所 : 北海道砂川市豊沼町1番地
 業務名 : 砂川市ごみ処理場ダイオキシン類検査
 試料採取日時 : 2022年11月11日 9:58
 試料受付日 : 2022年11月21日
 試験終了日 : 2022年12月13日
 検体番号 : C2B204001W
 試料採取場所 : 砂川市ごみ処理場
 採取者 : 北海道三井化学株式会社 分析センター
 受付方法 : 持ち込み

分析方法

「最終処分場に係るダイオキシン類の水質検査の方法」(平成12年1月 環境庁厚生省告示第1号)
 JIS K 0312:2020 「工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法」

結果

対象	結果	備考
ダイオキシン類	実測値 4.6 pg/L	
	毒性等量 0.000093 pg-TEQ/L	注1)2)3)

注1) 毒性等価係数は WHO-TEF(2006)を用いた。

注2) 毒性等量は計量法第107条による計量証明の対象外である。

注3) 毒性等量は、定量下限未満の実測濃度を0(ゼロ)として算出した値である。

1. 最終処分場の浸出水・放流水の評価

1-1. 基準との比較評価

試料名	検体番号	基準	結果 ^{注1)2)}	評価
放流水	C2B204001W	10	0.000093	○

(pg-TEQ/L)

○: 基準を達成している.

×: 基準を達成していない.

注1) 毒性等価係数は WHO-TEF(2006)を用いた.

注2) 毒性等量は, 定量下限未満の実測濃度を 0(ゼロ)として算出した値である.

最終処分場維持管理基準

種類	基準(pg-TEQ/L)
浸出液処理設備の放流水	10

・ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令 第1条第3号イ, 総理府・厚生省令第2号, 平成12年1月14日



2022年12月13日

計量証明書

砂川市長 善岡雅文 様

計量法第121条の3に基づき計量の結果を下記のとおり証明致します。

特定計量証明事業登録 愛媛県 第環 42 号 特定計量証明事業者 認定番号 N-0131-01 事業者: 三浦工業株式会社 愛媛県松山市堀江町7番地 事業所: 三浦環境科学研究所 愛媛県松山市北条辻 864 番地 電話: 089-960-2350 ファクシミリ: 089-960-2351	計量管理者 横田正伸
--	-------------------

試料情報

試料名 : 地下水下流
 依頼者名 : 北海道三井化学株式会社 分析センター
 依頼者住所 : 北海道砂川市豊沼町1番地
 業務名 : 砂川市ごみ処理場ダイオキシン類検査
 試料採取日時 : 2022年11月11日 10:15
 試料受付日 : 2022年11月21日
 試験終了日 : 2022年12月13日
 検体番号 : C2B204002U
 試料採取場所 : 砂川市ごみ処理場
 採取者 : 北海道三井化学株式会社 分析センター
 受付方法 : 持ち込み

分析方法

「最終処分場に係るダイオキシン類の水質検査の方法」(平成12年1月 環境庁厚生省告示第1号)
 JIS K 0312:2020 「工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法」

結果

対象	結果	備考
ダイオキシン類	実測値 0.18 pg/L	
	毒性等量 0.080 pg-TEQ/L	注1)2)3)

注1) 毒性等価係数は WHO-TEF(2006)を用いた。

注2) 毒性等量は計量法第107条による計量証明の対象外である。

注3) 毒性等量は、検出下限以上の実測濃度はそのままの値を用い、検出下限未満の実測濃度は検出下限の1/2の値を用いて算出した値である。

1. 最終処分場の地下水の評価

1-1. 基準との比較評価

試料名	検体番号	基準	結果 ^{注1)2)}	評価
地下水下流	C2B204002U	1	0.080	○

(pg-TEQ/L)

○: 基準を達成している.

×: 基準を達成していない.

注1) 毒性等価係数は WHO-TEF(2006)を用いた.

注2) 毒性等量は、検出下限以上の実測濃度はそのままの値を用い、検出下限未満の実測濃度は検出下限の 1/2 の値を用いて算出した値である.

環境基準

媒体	基準値	備考
大気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下	基準値は年間平均値とする.
水質	1 pg-TEQ/L 以下	
底質	150 pg-TEQ/g 以下	
土壌	1000 pg-TEQ/g 以下	環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250 pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする.

・ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について、環境庁告示第 68 号 別表, 平成 11 年 12 月 27 日